

兵庫県立須磨友が丘高等学校 育友会会則

(名称・事務局)

第1条 本会は、兵庫県立須磨友が丘高等学校育友会と称し、事務局を兵庫県立須磨が丘高等学校（以下「学校」という）内に置く。

(目的)

第2条 本会は家庭と学校との密接な連携・協力のもとに子弟の教育効果の向上、生活指導の深化を図り、心身ともに健全な子弟の育成に努めるとともに、会員相互の親睦を深め、かつ地域の社会教育の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 家庭の教育的役割について理解を深め、家庭教育の充実に資する。
- (2) 学校の教育計画実施上必要な家庭と学校との協力をすすめ、学校教育活動の推進に寄与する。
- (3) 学校の教育方針に基づく校外指導に協力し、子弟の心身ともに健全な発達を促す。
- (4) 会員相互の教養を高め、親睦を図る。
- (5) 関係諸機関、諸団体との連携を図る。
- (6) その他、本会の目的を達成するための事業を行う。

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員・・・本校生徒の保護者
- (2) 特別会員・・・本校教職員

(役職)

第5条 本会は、役員の中から次の役職を設ける。

- (1) 会長・・・1名
- (2) 副会長・・・若干名
- (3) 書記・・・2名
- (4) 会計・・・2名
- (5) 会計監査・・・2名
- (6) 各学年委員長・・・1名 各学年副委員長・・・1名

(常任理事会・理事会・委員会)

第6条 常任理事会・理事会・委員会の構成は、次のとおり、もしくはそれらに準ずるものとする。

- (1) 常任理事会は、会長・副会長・書記・会計で構成する。
- (2) 理事会は、会長・副会長・書記・会計・各学年正副委員長で構成する。
- (3) 委員会は学年委員で構成する。

(顧問)

第7条 本会には、顧問を置き、会長が前会長・学校長及びこれに準ずる者に委嘱する。顧問は会長の諮問に応える。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その仕事を代行する。
- (3) 書記は、本会に関係する事務をつかさどる。
- (4) 会計は、本会の会計をつかさどり、総会において会計報告を行う。
- (5) 学年委員長は、学年委員会を代表し、必要な仕事を遂行する。
- (6) 学年委員は、本会の目的達成上必要な仕事を遂行する。
- (7) 会計監査は、本会の会計の監査にあたる。

(役員を選出)

第9条 役員を選出は、原則として次の方法による。

- (1) 学年委員は、入学時に選出する為、学年に定める。
- (2) 会長・副会長及び会計監査は新年度の学年委員の中から理事会で候補者を選考し、役員会の承認を得たうえで総会において決定する。
- (3) 書記・会計は、各学年委員の中から会長が委嘱する。
- (4) 各学年委員会の正副委員長は、当該委員会の互選による。

(役員任期)

第10条 役員任期は、一か年とする。ただし、再任を妨げない。なお、役員欠員が生じた場合は、原則としてすみやかに補充しなければならない。その任期は、前任者の残任期間とする。

(学年委員会)

第11条 本会は、学年委員会を置き、学年としての連絡・調整及び学年に関する事業にあたる。その他、本会の目的達成のための事業を行う。

(事務職員)

第12条 本会は、会務遂行のために必要な職員を雇用することができる。

(会計)

第13条 本会の会計は、次のとおりとする。

- (1) 経費は、会費及びその他の収入による。
- (2) 会費の金額及び納入方法は、総会で決める。
- (3) 会費は、一生徒を単位として納入する。
- (4) 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(会議)

第14条 会議は総会・常任理事会・理事会・委員会とし、会長・各委員長がこれを招集する。

- (1) 総会は、本会の最高決議機関であって、会員の過半数をもって成立する。総会は毎年1回以上開催し会務報告、会長・副会長及び会計監査の選任、事業計画及び予算決算の審議・会則の変更、その他本会の目的達成のための事項について協議する。なお、会員の3分の1の要請がある場合、会長は、総会を招集しなければならない。
- (2) 常任理事会・理事会・委員会は、本会の事業の企画・運営について協議する。緊急の事項については、役員会の決議をもって総会にかえることができる。ただし、この場合は次回の総会に報告しなければならない。

(会則の改正)

第15条 本会の会則は、総会の決議によって変更することができる。

(内規)

第16条 本会の慶弔に関する規程及び旅費等に関する規程は、別に定める。

慶弔に関する規程

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| (1) 会員及び会員の子(本校生徒)の死亡 | 香料 10,000円並びに供花1基 |
| (2) 会員及び会員の子(本校生徒)が不時の災害にあったとき | 見舞金 5,000円以内とし、理事会で決議する。 |
| (3) 特別会員の結婚 | 祝金 5,000円 |
| (4) 特別会員の死亡 | 香料 10,000円 |
| (5) 特別会員の(配偶者・子女)の死亡 | 香料 5,000円 |
| (6) 特別会員が不時の災害あったとき | 理事会で決定する |

その他、理事会が必要と認めた場合は、その都度審議する。

旅費に関する規程

1. 旅費支給の範囲

- (1) 兵庫県立高等学校PTA連合協議会が主催する各種の行事に参加する場合。
- (2) 会則第3条による他の育友会、その他一般社会機関との協力を目的とした行事に参加する場合。
- (3) その他、会長が必要と認めた場合。

2. 旅費支給の基準

- (1) 目的地または会場までの往復に要する旅費は、電車またはバスを利用した場合の実費とする。
- (2) 前号により支給する料金は、当該会員の自宅または学校を起点とする。
- (3) 参加費は・資料代等の徴収があった場合は、その領収書に基づいて実費を支給する。

3. 旅費等の請求と支給

- (1) 請求書は所定の用紙に必要事項を記入し、領収書がある場合はそれを添付して、なるべく早急に事務職員を通して会計担当者に提出する。
- (2) 会計担当者は、請求書が提出されてから1ヶ月以内に審査のうえ支給する。

特別基金会計規程

(目的)

第1条 育友会及び生徒活動振興会がより活発化するために、育友会及び生徒活動振興会の健全な財政の確立及び活動の補助のため特別基金会計を設ける。

(収入)

第2条 前条の目的による収入の額は次の揚げる額とする。

- (1) 特別基金会計から生ずる収入額
- (2) 育友会及び生徒活動振興会の会計において、各年度における繰越金のうち特別基金会計に繰り入れる。
- (3) 育友会及び生徒活動振興会の予算から必要があると認められた額。

(支出)

第3条 特別基金会計は次の揚げる場合に支出できる。

- (1) 海外研修と海外からの生徒を受け入れるための費用を補助するための生徒活動振興会計に設けられた国際理解交流費が不足する場合。
- (2) 育友会活動に要する経費で常任理事会が特に必要と認めるとき。
- (3) 生徒活動振興会の目的に要する経費で常任理事会が特に必要があると認めるとき。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、特別基金会計の管理に関しての必要な事項は、常任理事会がその都度協議し定める。

附則

① この規程は昭和58年6月25日から実施する。

②昭和62年3月14日 一部規約改正

③平成8年4月1日 一部規約改正

④平成11年5月15日 一部規約改正

⑤平成12年5月20日 一部規約改正

⑥平成14年4月27日 一部規約改正

⑦平成15年4月26日 一部規約改正

⑧平成16年4月24日 一部規約改正

⑨平成18年4月29日 一部規約改正

⑩平成25年5月18日 一部規約改正

⑪平成28年5月14日 一部規約改正

⑫令和5年2月1日 一部規約改正

⑬令和6年5月18日 一部規約改正